

# 学 則

付

細 則

専門学校

関東工業自動車大学校

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は学校教育法及び私立学校法の規定に基づき一級自動車整備科、二級自動車整備科及び車体整備科を設け、自動車整備に関する専門的技術及び理論を習得させ、整備士として社会に貢献出来る人材を育成することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、専門学校 関東工業自動車大学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県鴻巣市糠田 2618 番 8 に置く。

## 第 2 章 課程・学科・修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第 4 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

| 課 程  | 学 科 名    | 修業年限 | 入学定員  | 総 定 員 |
|------|----------|------|-------|-------|
| 専門課程 | 一級自動車整備科 | 4 年  | 40 人  | 160 人 |
| 専門課程 | 二級自動車整備科 | 2 年  | 240 人 | 480 人 |
| 専門課程 | 一級自動車専攻科 | 2 年  | 40 人  | 80 人  |
| 専門課程 | 車体整備科    | 1 年  | 40 人  | 40 人  |

## 第 3 章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第 5 条 本校の学年は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2. 学年を分けて次の 3 学期とする。

- (1) 一学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- (2) 二学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) 三学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 6 条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏期休業 8月1日から8月28日まで
- (4) 冬期休業 12月23日から1月7日まで
- (5) 春期休業 3月25日から4月6日まで
- (6) 開校記念日 4月5日

2. 前項の規定にかかわらず校長が必要と認めるときは休業日を変更することができる。

## 第 4 章 教育課程・授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第 7 条 本校の教育課程及び授業時数は別表1のとおりとする。

(始業及び終業)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

- (1) 始業 午前9時
- (2) 終業 午後4時20分

(教職員組織)

第 9 条 本校に次の職員をおく。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 30人以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 助手 若干名
- (5) 事務職員 9人
- (6) 学校医 1人

2. 学校長は校務をつかさどり所属教職員を監督する。

## 第 5 章 入学・休学・退学及び卒業

### (入学資格)

第 10 条 本校、一級自動車整備科及び二級自動車整備科に入学することの出来る者は、高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
  - (2) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (3) 文部科学大臣の指定した者
  - (4) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
  - (5) 修業年限が 3 年の専修学校の高等課程を修了した者
  - (6) その他本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
2. 本校、一級自動車専攻科に入学することのできる者は、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を有する者とする。
3. 本校、車体整備科に入学することのできる者は、国土交通大臣が指定する自動車整備専門学校又は、大学・短大において、二級自動車整備士の養成課程を修了した者とする。

### (出願手続)

第 11 条 入学しようとする者は指定の期日までに次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 入学願書
  - (2) 高等学校卒業生（又は卒業見込者）は卒業証明書（又は卒業見込証明書）及び当該高等学校の調査書
  - (3) 健康診断書（卒業見込者は不要）
2. 一級自動車専攻科に入学しようとする者は、第 1 項の内容に加え、二級自動車整備士養成課程の卒業証明書（卒業見込み者は卒業見込証明書）及び二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の合格証も合わせて提出する。
3. 車体整備科に入学しようとする者は、第 1 項の内容に加え、二級自動車整備士養成課程の卒業証明書（卒業見込み者は卒業見込証明書）及び当該学校の調査書も合わせて提出する。

(入学試験)

第 12 条 入学試験は、学科試験その他を学校が別に定める方法により行うものとする。

(合格者の決定)

第 13 条 入学試験の合格者の決定は別に定めるところにより行う。

(入学手続)

第 14 条 合格者は校長が指定する期日までに次の書類に入学金等の納付金を添えて提出しなければならない。

- (1) 身 上 書
  - (2) 入寮許可願 (入寮希望者のみ)
  - (3) 誓 約 書
2. 誓約書の保証人は独立生計を営む成年者でなければならない。

(入学の許可)

第 15 条 校長は前条の手続を終了した合格者に対して入学を許可する。  
2. 校長は一級自動車整備科の在籍に欠員が出た場合、二級自動車整備科からの編入希望者に対して編入を許可する。

(休 学)

第 16 条 学生が負傷又は病気により、その他やむを得ない事由によって3ヶ月以上休学するときは、所定の様式にその理由を記し、医師の診断書を添えて校長の許可をうけなければならない。

(復 学)

第 17 条 前記の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の様式に理由を記し、校長の許可をうけて復学することができる。

(退 学)

第 18 条 学生が退学しようとするときは、所定の様式に理由を記し、校長の許可をうけなければならない。

(出席停止)

第 19 条 学生が伝染病にかかり、又はそのおそれがあり、必要があると認めるときは、その学生に対し出席停止を命ずることがある。

(学習評価)

第 20 条 学習評価は、学科については筆記試験、実科については実技試験を行いその成績に基づいて行う。

(追 試 験)

- 第 21 条 学生が病気その他やむを得ない事情により、定められた期日に試験を受けることができなかつた科目については本人の願い出により追試験を行う。
2. 学生が試験に合格しなかつた科目については、本人の願い出により追試験を行う。

(進級又は卒業の認定)

- 第 22 条 進級又は卒業の認定は、学科試験及び実技試験の成績を総合して行う。

(卒業証書の授与)

- 第 23 条 校長は卒業を認定した学生に対し卒業証書を授与し、又必要があれば本人の申し出により卒業証明書を発行する。
- (様式別表 2・3 のとおりとする)

(称号の授与)

- 第 24 条 前条により、専門課程自動車整備科を修了した者は、専門士(工業専門課程)と称することができる。

## 第 6 章 賞 罰

(褒 賞)

- 第 25 条 成績優秀にして、他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(懲 戒)

- 第 26 条 次の各号の 1 に該当する者には退学を命ずることがある。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第 7 章 入学金及び授業料

(学 費)

第 27 条 本校、一級自動車整備科、二級自動車整備科、一級自動車専攻科及び車体整備科の入学金・授業料等は次の通りとする。

| 学科名      | 入学検定料    | 入 学 金     | 授 業 料     | 実験実習費     | 施設管理費     |
|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一級自動車整備科 | 20,000 円 | 330,000 円 | 460,000 円 | 290,000 円 | 280,000 円 |
| 二級自動車整備科 | 20,000 円 | 330,000 円 | 460,000 円 | 290,000 円 | 280,000 円 |
| 一級自動車専攻科 | 20,000 円 | 330,000 円 | 500,000 円 | 320,000 円 | 310,000 円 |
| 車体整備科    | 20,000 円 | 330,000 円 | 500,000 円 | 350,000 円 | 300,000 円 |

2. 授業料、実験実習費は、年額を3学期に分割することができ、出席の有無にかかわらず指定された日までに納入しなければならない。
3. 一級自動車専攻科及び車体整備科については、本校在学中に入学を希望し入学試験に合格した者は、入学金を免除する。
4. 既納の入学金、授業料等第1項に掲げる学費については、入学前に入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き授業料等は返還する。

## 第 8 章 健 康 管 理

(健康管理)

第 28 条 校長は年1回以上学生の健康診断を行う。

## 第 9 章 寄 宿 舎

(寄 宿 舎)

第 29 条 学校に寄宿舎をおく。

2. 寄宿舎の管理運営に関することは別に定める。

附 則

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は昭和55年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和61年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。



## 第 10 章 雑 則

(委 任)

第 30 条 この学則に定めるものの外、必要なことは校長が定める。

## 第 11 章 附 帯 事 業

(附帯事業)

第 31 条 本校に、自動車整備士技能検定規則（国土交通省令）に規定する一級自動車整備士養成課程を設置する。

- 第 1 項の養成課程（一級自動車整備士養成課程）の学科、修業年限、入学定員は次のとおりとする。

| 学科名      | 修業年限 | 入学定員 | 総定員  |
|----------|------|------|------|
| 一級自動車整備科 | 2 年  | 20 人 | 40 人 |

- 第 1 項の養成課程に入学することの出来る者は、二級ガソリン自動車整備士及び二級ジーゼル自動車整備士の両方の資格を有する者とする。
- 第 1 項の養成課程の教育科目、教育時間数、認定、修了証書、入学金及び授業料は細則に定める。
- 第 1 項から第 4 項の外教育の実施に必要な事項は、本校の学則をそれぞれ適用する。

附 則

この学則は平成元年4月1日から施行する。  
ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成2年4月1日から施行する。  
ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成3年12月1日から施行する。  
ただし、平成3年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成4年11月1日から施行する。  
ただし、平成4年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成5年11月1日から施行する。  
ただし、この学則施行の際すでに入学している者に対しては改正前の学則を適用する。

附 則

この学則は平成7年4月1日から施行する。  
ただし、平成6年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。  
ただし、平成7年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。また、卒業証書については、平成8年3月卒業生より新様式を適用するものとする。

附 則

この学則は平成8年4月1日から施行する。  
(学則 第6条・第7条別表1・第11条・第21条・第23条 別表3の変更)

附 則

この学則は平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成10年4月1日から施行する。

(学則 第11章・第31条 条文の追加)

附 則

この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成15年4月1日から施行する。

(学則 第11章・第31条 条文の追加)

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

(学則 第1章・第2条 条文の変更)

附 則

この学則は平成17年4月1日から施行する。

(学則 第5章・第23条 様式 別表2・3の変更)

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

(学則 第1章・第1条 条文の変更

第2章・第4条 条文の変更

第3章・第5条 条文の変更

第4章・第7条 別表1の変更、第8条 条文の変更

第5章・第10条 条文の変更、第11条 条文の変更、第15条 条文の変更

第5章・第23条 様式 別表2・3の変更、

第7章・第27条 条文の変更

第11章・第31条 条文の変更)

ただし、平成24年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

附 則

この学則は平成26年4月1日から施行する。

(学則 第2章・第4条 条文の変更

第4章・第7条 別表1の変更

第5章・第10条 条文の変更、第11条 条文の変更

第5章・第23条 様式 別表2・3の変更

第7章・第27条 条文の変更

ただし、平成25年度以前に入学している者に対しては改正後の規定にかかわらず、尚従前の通りとする。

別表 1

1. 教育課程

- (1) 一級自動車整備士養成課程（4年制）
- (2) 二級自動車整備士養成課程（二級ガソリン、二級ジーゼル、二級二輪）
- (3) 自動車車体整備士養成課程
- (4) 一級自動車整備士養成課程（2年制）

2. 授業時間数

1単位時間50分とした場合の授業時間数は次を基準とする。

(1) 一級自動車整備科 科目別教育時間数

| 教科          | 教育項目    | 教育内容              | 1年次   | 2年次  | 小計   | 3年次  | 4年次  | 小計   | 合計   |      |    |  |    |    |
|-------------|---------|-------------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|----|--|----|----|
|             |         |                   | 実施時間  | 実施時間 |      | 実施時間 | 実施時間 |      |      |      |    |  |    |    |
| 学科          | 自動車工学   | 自動車の構造・性能         |       |      | 422  | 68   |      | 108  | 630  |      |    |  |    |    |
|             |         | ガソリンエンジン構造        | 50    |      |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | シャシ構造             | 50    |      |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 電装品構造             | 50    |      |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | ジーゼルエンジン構造        | 50    |      |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 電気・磁気・電子理論        | 35    |      |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 自動車工学             | 40    | 40   |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 燃料・潤滑剤            |       | 32   |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 自動車材料             | 25    |      |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 図面                |       | 60   |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             | 自動車整備   | ガソリンエンジン整備法       |       | 25   | 218  | 120  |      | 216  | 434  |      |    |  |    |    |
|             |         | シャシ整備法            |       | 25   |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 電装品整備法            |       | 25   |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | ジーゼルエンジン整備法       |       | 25   |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 故障探究              |       | 118  |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 総合診断              |       |      |      |      | 36   |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 環境保全              |       |      |      |      | 60   |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 安全管理              |       |      |      |      |      |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 機器構造取扱            | 機器取扱  | 21   |      |      | 15   |      |      | 36   | 18 |  | 18 | 54 |
|             |         | 自動車検査             | 自動車検査 |      |      |      | 24   |      |      | 24   | 6  |  | 6  | 30 |
| 自動車整備に関する法規 | 自動車関係法令 | 24                |       | 24   | 12   |      | 12   | 36   |      |      |    |  |    |    |
| 一般教養        | 職場教養    |                   | 12    | 12   | 24   |      |      | 0    | 24   |      |    |  |    |    |
|             | 校外研修    |                   |       | 36   | 36   |      |      | 0    | 36   |      |    |  |    |    |
|             | 職場教養1   |                   |       |      |      | 20   |      | 20   | 20   |      |    |  |    |    |
|             | 職場教養2   |                   |       |      |      |      | 20   | 20   | 20   |      |    |  |    |    |
|             | 学科計     |                   | 357   | 427  | 784  | 380  | 20   | 400  | 1184 |      |    |  |    |    |
| 実習          | 工作作業    | 手仕上げ工作            | 12    |      | 12   |      | 6    |      | 12   | 36   |    |  |    |    |
|             |         | 機械工作              | 12    |      | 12   |      | 6    |      | 12   | 36   |    |  |    |    |
|             | 測定作業    | 基本計測              | 48    |      | 48   |      |      |      | 12   | 60   |    |  |    |    |
|             |         | 応用計測              |       |      |      |      | 12   |      |      |      |    |  |    |    |
|             | 自動車整備作業 | エンジン点検、分解、組立整備、検査 | 194   | 160  | 1284 |      | 144  |      | 672  | 1956 |    |  |    |    |
|             |         | シャシ点検、分解、組立整備、検査  | 290   | 225  |      |      | 168  |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 電装点検、分解、組立整備、検査   | 170   | 135  |      |      | 120  |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 故障原因探求            |       | 110  |      |      | 240  |      |      |      |    |  |    |    |
|             | 自動車検査作業 | 自動車検査             | 10    | 50   | 60   | 24   |      | 24   | 84   |      |    |  |    |    |
|             | 実習計     |                   |       | 736  | 680  | 1416 | 720  | 0    | 720  | 2136 |    |  |    |    |
| 実務実習        | 体験実習    | 自動車の点検整備          |       |      |      |      | 144  |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 故障原因探求            |       |      |      |      | 48   |      | 240  |      |    |  |    |    |
|             |         | 総合診断              |       |      |      |      | 48   |      |      |      |    |  |    |    |
|             | 評価実習    | 自動車の点検整備          |       |      |      |      | 360  |      |      |      |    |  |    |    |
|             |         | 故障原因探求            |       |      |      |      | 240  |      | 840  |      |    |  |    |    |
|             |         | 総合診断              |       |      |      |      | 240  |      |      |      |    |  |    |    |
| 実務実習計       |         |                   |       |      |      | 0    | 1080 | 1080 | 1080 |      |    |  |    |    |
| 学科・実習合計     |         |                   | 1093  | 1107 | 2200 | 1100 | 1100 | 2200 | 4400 |      |    |  |    |    |

(2) 二級自動車整備科 科目別教育時間数

| 教科   | 教育項目                 | 教育内容         | 1年次                   | 2年次  | 合計   |      |
|------|----------------------|--------------|-----------------------|------|------|------|
|      |                      |              | 実施時間                  | 実施時間 |      |      |
| 学科   | 自動車工学                | ガソリンエンジン構造   | 50                    |      | 422  |      |
|      |                      | シャシ構造        | 50                    |      |      |      |
|      |                      | 電装品構造        | 50                    |      |      |      |
|      |                      | ディーゼルエンジン構造  | 50                    |      |      |      |
|      |                      | 電気・磁気・電子理論   | 35                    |      |      |      |
|      |                      | 自動車工学        | 40                    | 40   |      |      |
|      |                      | 燃料・潤滑剤       |                       | 32   |      |      |
|      |                      | 自動車材料        | 25                    |      |      |      |
|      |                      | 図面           |                       | 50   |      |      |
|      | 自動車整備                | ガソリンエンジン整備法  |                       | 25   | 218  |      |
|      |                      | シャシ整備法       |                       | 25   |      |      |
|      |                      | 電装品整備法       |                       | 25   |      |      |
|      |                      | ディーゼルエンジン整備法 |                       | 25   |      |      |
|      |                      | 故障探究         |                       | 118  |      |      |
|      | 機器構造取扱               | 機器取扱         | 21                    | 15   | 36   |      |
|      | 自動車検査                | 自動車検査        |                       | 24   | 24   |      |
|      | 自動車整備に関する法規          | 自動車関係法令      | 24                    |      | 24   |      |
| 一般教養 | 職場教養                 | 12           | 12                    | 24   |      |      |
|      | 校外研修                 |              | 36                    | 36   |      |      |
| 学科計  |                      |              | 357                   | 427  | 784  |      |
| 実習   | 工作作業                 | 手仕上げ工作       | 12                    |      | 12   |      |
|      |                      | 機械工作         | 12                    |      | 12   |      |
|      | 測定作業                 | 基本計測         | 48                    |      | 48   |      |
|      |                      | 自動車整備作業      | エンジン点検、分解、組立<br>整備、検査 | 194  | 160  | 354  |
|      | シャシ点検、分解、組立<br>整備、検査 |              | 290                   | 225  | 515  |      |
|      | 電装点検、分解、組立<br>整備、検査  |              | 170                   | 135  | 305  |      |
|      | 故障原因探求               |              |                       | 110  | 110  |      |
|      | 自動車検査作業              |              | 10                    | 50   | 60   |      |
|      | 実習計                  |              |                       | 736  | 680  | 1416 |
|      | 学科・実習合計              |              |                       | 1093 | 1107 | 2200 |

(3) 自動車車体整備科 科目別教育時間数

| 教科      | 教育項目       | 教育内容      | 1年次  | 合計   |
|---------|------------|-----------|------|------|
|         |            |           | 実施時間 |      |
| 学科      | 車わく及び車体の構造 | 材料        | 10   | 40   |
|         |            | 力学        | 10   |      |
|         |            | 構造・機能     | 20   |      |
|         | 車わく及び車体の整備 | 整備        | 80   | 260  |
|         |            | 板金        | 80   |      |
|         |            | 塗装        | 60   |      |
|         |            | 損傷診断      | 40   |      |
|         | 一般教養       | 職場教養      | 20   | 20   |
| 学科計     |            | 320       | 320  |      |
| 実習      | 車わく及び車体の整備 | 基 本       | 85   | 780  |
|         |            | 板 金 塗 装   | 260  |      |
|         |            | 実 務 実 習 1 | 255  |      |
|         |            | 実 務 実 習 2 | 180  |      |
|         | 実習計        |           | 780  | 780  |
| 学科・実習合計 |            |           | 1100 | 1100 |

(4) 一級自動車専攻科 科目別教育時間数

| 教科          | 教育項目    | 教育内容                  | 3年次<br>実施<br>時間 | 4年次<br>実施<br>時間 | 合計   |
|-------------|---------|-----------------------|-----------------|-----------------|------|
| 学科          | 自動車工学   | 自動車の構造・性能             | 68              |                 | 108  |
|             |         | ガソリンエンジン構造            |                 |                 |      |
|             |         | シャシ構造                 |                 |                 |      |
|             |         | 電装品構造                 |                 |                 |      |
|             |         | ディーゼルエンジン構造           |                 |                 |      |
|             |         | 電気・磁気・電子理論            | 40              |                 |      |
|             |         | 自動車工学                 |                 |                 |      |
|             |         | 燃料・潤滑剤                |                 |                 |      |
|             |         | 自動車材料                 |                 |                 |      |
|             |         | 図面                    |                 |                 |      |
|             | 自動車整備   | ガソリンエンジン整備法           | 120             |                 | 216  |
|             |         | シャシ整備法                |                 |                 |      |
|             |         | 電装品整備法                |                 |                 |      |
|             |         | ディーゼルエンジン整備法          |                 |                 |      |
|             |         | 故障探究                  | 36              |                 |      |
|             |         | 総合診断                  |                 |                 |      |
|             |         | 環境保全                  | 60              |                 |      |
|             |         | 安全管理                  |                 |                 |      |
|             | 機器構造取扱  | 機器取扱                  | 18              |                 | 18   |
|             | 自動車検査   | 自動車検査                 | 6               |                 | 6    |
| 自動車整備に関する法規 | 自動車関係法令 | 12                    |                 | 12              |      |
| 一般教養        | 職場教養    |                       |                 | 0               |      |
|             | 校外研修    |                       |                 | 0               |      |
|             | 職場教養1   | 20                    |                 | 20              |      |
|             | 職場教養2   |                       | 20              | 20              |      |
| 学科計         |         |                       | 380             | 20              | 400  |
| 実習          | 工作作業    | 手仕上げ工作                | 6               |                 | 12   |
|             |         | 機械工作                  | 6               |                 |      |
|             | 測定作業    | 基本計測                  |                 |                 | 12   |
|             |         | 応用計測                  | 12              |                 |      |
|             | 自動車整備作業 | エンジン点検、分解、組立<br>整備、検査 | 144             |                 | 672  |
|             |         | シャシ点検、分解、組立<br>整備、検査  | 168             |                 |      |
|             |         | 電装点検、分解、組立<br>整備、検査   | 120             |                 |      |
|             |         | 故障原因探求                | 240             |                 |      |
|             | 自動車検査作業 | 自動車検査                 | 24              |                 | 24   |
|             | 実習計     |                       |                 | 720             | 0    |
| 実務実習        | 体験実習    | 自動車の点検整備              |                 | 144             | 240  |
|             |         | 故障原因探求                |                 | 48              |      |
|             |         | 総合診断                  |                 | 48              |      |
|             | 評価実習    | 自動車の点検整備              |                 | 360             | 840  |
|             |         | 故障原因探求                |                 | 240             |      |
|             |         | 総合診断                  |                 | 240             |      |
| 実務実習計       |         |                       | 0               | 1080            | 1080 |
| 学科・実習合計     |         |                       | 1100            | 1100            | 2200 |



## 専門学校 関東工業自動車大学校細則

### (総 則)

第 1 条 この細則は専門学校 関東工業自動車大学校学則（以下学則という）実施に必要な事項を定める。

### (学生の準拠)

第 2 条 学生は自動車の整備教育に関し、関係法令及び関係官庁の指示通達並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

### (修業期間及び修業時限)

第 3 条 学則第 5 条に定める修業期間は 1 ヶ年を 44 週とする。  
2. 1 週間の修業時限を 44 時限とし、必要に応じて補講を行うことがある。

### (履修の方法)

第 4 条 学則第 4 条に定める授業の履修方法は次の通りとする。  
(1) 授業に当たっては学生個人別出欠席を調査し、これを記録するものとする。  
(2) 各教科の履修効果を評価するために所定の試験を行うものとする。  
(3) 必要に応じて放課後または休日、もしくは休暇中に補習授業を行うことがある。

### (入学資格)

第 5 条 学則第 10 条に定める本校の入学資格は、高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者（卒業見込を含む）、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者で、原則として 23 才未満とする。

### (入学試験)

第 6 条 学則第 12 条に定める入学試験の筆記試験科目は原則として、社会常識、作文、国語、数学とする。  
2. 前項の科目は都合により一部免除することがある。

(合格者の決定)

- 第 7 条 学則第 13 条に定める合格者の決定は、筆記試験、面接試験、身体検査等を勘案して行う。
2. 合格者には入学許可証又はこれに代る書類を交付する。
  3. 合格発表は原則として、文書で通知する。ただし、都合により校内に掲示することもある。
  4. 入学を許可された者でも、所定の日時までに入學手続きを完了しないときは、入学許可を取り消すものとする。

(休学、復学、退学)

- 第 8 条 学則第 16 条に及び第 18 条定める休学又は退学の届出は、書面で保護者又は保証人連署の上で願出しなければならない。
2. 学則第 17 条に定める休学中の学生が復学しようとするときは、書面で保護者連署の上、復学を願出することができる。
  3. 休学者の復学期は翌期とし、原則として 4 月編入する。

(学習評価)

- 第 9 条 学則第 20 条に定める試験による学習評価は次により行う。
- (1) 平常試験 平常の履修効果を評価するため随時実施する。
  - (2) 期末試験 各学期の終了毎に実施する。
  - (3) 卒業試験 修業期間を通じて履修した科目について、その効果を評価するために実施する。
2. 期末及び卒業試験の合格点は、各科目毎に 100 点満点による 60 点以上とする。
  3. 試験は学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。ただし、場合によっては口頭試問、もしくは研究調査報告をもってこれに代えることができる。
  4. 次の一つに該当する場合は、期末および卒業の試験を受けることができない。
    - (1) 期間中の出席率が 85%未満のもの
    - (2) 授業料等の学費滞納中のもの
    - (3) 実習記録及び指示された提出物などを未提出のもの

(学習評価の通知)

- 第 10 条 学則第 20 条に定める期末及び卒業試験の学習評価の結果は、保護者並びに学生に通知する。

(追 試 験)

- 第 11 条 学則第 21 に定める追試験の手続その他の事項はつぎの通りとする。
- (1) 追試験を行う日時、場所および方法は学校が指定する。
  - (2) 追試験を受けようとするものは、理由を明記した追試験願を提出しなければならない。
  - (3) 追試験の願出には、願書に追試験一科目毎に所定の試験料を添えなければならない。  
ただし、公認及びその他やむを得ない事情による欠席の場合は追試験料を免除する。
  - (4) 追試験の得点は、試験結果の 90% を得点とみなす。
  - (5) 追試験については、特別の補講をもってこれに代えることができる。
  - (6) 疾病その他やむを得ない事情により追試験を欠席する場合は、欠席理由を明記した追試験延期願を提出しなければならない。この場合は追試験料を免除する。

(進級の認定)

- 第 12 条 学則第 22 条に定める進級の認定は、全科目が一定の基準に達し、出席率及び素行良好と認められる者について認定する。

(卒業の認定)

- 第 13 条 学則第 22 条に定める卒業の認定は全科目が一定の基準に達し、出席率及び素行良好と認められ、卒業時において国土交通省の定める自動車整備士一種養成施設の各課程の教育時間数を満たした者について認定する。

(欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引等の取扱い)

- 第 14 条 前条の卒業認定に当り欠席、遅刻、早退、公認欠席、忌引等についての取扱いは次の通りとする。
- (1) 欠席、遅刻、早退しようとする者は、事前に届け出なければならない。やむを得ないときは事後速やかに手続きをする。なお、5 日以上欠席する場合は、医師の診断書または証拠となる書類を添付するものとする。
  - (2) つぎの場合は公認欠席とする。ただし遠隔地で往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。

就職試験

普通または大型自動車運転免許試験

伝染病発生による出校停止期間

その他校長が定めた場合

(3) 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は次の通りとする。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 一親等血族（父・母）           | 5日 |
| 二親等血族（祖父母・兄弟姉妹）      | 3日 |
| 二親等姻族（兄嫁姉婿）          | 1日 |
| 三親等血族（曾祖父母、伯叔父母、甥、姪） | 1日 |

(懲 戒)

第 15 条 学則第 26 条に定める懲戒は退学処分によるほか、情状により次の処分を行うことがある。

- (1) 訓 戒 いましめ教える
  - (2) 謹 慎 一定の行動を制限し反省させる
  - (3) 停 学 一定の期間出校を停止させて反省を求める
2. つぎの一つに該当するときは除籍することがある。
- (1) 無届欠席が引き続き 10 日以上に及ぶとき
  - (2) 授業料等の未納が理由なく 30 日以上に及ぶとき
  - (3) 道路交通に関し、極めて好ましくない行為があったとき
3. 懲戒は校長が職員会議に意思を懲して行うものとする。
4. 懲戒処分はこれを学生の指導要録に記入するとともに、保護者にその旨を通知する。なお、必要により校内に掲示し、保証人にも通知することがある。

(学 費)

第 16 条 学則第 27 条に定める授業料の納期別は次の通りとする。

- |      |          |
|------|----------|
| 1 学期 | 4 月～8 月  |
| 2 学期 | 9 月～12 月 |
| 3 学期 | 1 月～3 月  |
2. 納期は該当期の前月 20 日から月末までとする。
  3. 前項にかかわらず入学時の第一期分の授業料は入学金と同時に納めなければならない。
  4. 学費の内、実験実習費、施設管理費の納期は年度第一期分授業料と同時期する。
  5. 学費以外の必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
  6. 休学中の授業料は、減免しない。
  7. 休学中の者が復学したときにおいて、すでに納金した料金と値上げ等により学費に差額を生じたときは、これを納めなければならない。

(校友会、同窓会)

第 17 条 本校教育の目的を達成するため、校友会及び同窓会を設け、相互の教養研鑽並びに親睦を図るものとする。

(附帯事業)

第 18 条 学則 31 条に定める一級自動車整備科の教育実施に必要な事項を次のとおり定める。

2. 教育科目、教育時間数は、別表 1 のとおりとする。
3. 修了の認定は、全科目の学習評価が一定基準に達し、修了時において国土交通省の定める養成課程の教育時間を満たした者について認定する。

〈養成課程別、認定教育時間数〉

| 学科名      | 学科     | 実習     | 実務実習   | 合計       |
|----------|--------|--------|--------|----------|
| 一級自動車整備科 | 300 時間 | 600 時間 | 900 時間 | 1,800 時間 |

4. 修了した者に対して、別表 2 の修了証書を授与し、または別表 3 の修了証明書を発行する。
5. 入学金及び授業料は、次のとおりとする。

(1)

| 学科名      | 入学検定料    | 入学金       | 授業料       | 実験実習費     | 施設拡充費     |
|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 一級自動車整備科 | 20,000 円 | 330,000 円 | 500,000 円 | 320,000 円 | 310,000 円 |

- (2) 本校在学中に、入学資格を取得し、受験したものは入学金を免除する。
- (3) 授業料、実験実習費は、年額を前期と後期に分割することができ、出席の有無にかかわらず、指定された日までに納入しなければならない。
- (4) 既納の入学金、授業料等第 1 項に掲げる学費については、入学前に入学辞退を申し出た場合は、入学金を除き授業料等は返還する。

別表1 教育科目及び教育時間数は次の基準とする。

〈一級自動車整備科〉

| 教科               | 教育科目        | 教育時間数 |
|------------------|-------------|-------|
| 学<br>科           | 自動車工学       | 108時間 |
|                  | 自動車整備       | 216   |
|                  | 機器構造・取扱     | 18    |
|                  | 自動車検査       | 6     |
|                  | 自動車整備に関する法規 | 12    |
|                  | 計           | 360   |
| 実<br>習           | 工作作業        | 12    |
|                  | 測定作業        | 12    |
|                  | 自動車整備作業     | 672   |
|                  | 自動車検査作業     | 24    |
|                  | 計           | 720   |
| 実<br>務<br>実<br>習 | 体験実習        | 240   |
|                  | 評価実習        | 840   |
|                  | 計           | 1,080 |
|                  | 合 計         | 2,160 |

別表2 修了証書

〈一級自動車整備科〉

|        |        |  |             |  |                   |                  |
|--------|--------|--|-------------|--|-------------------|------------------|
| 第<br>号 | 校<br>長 | 学<br>校<br>法<br>人<br>正<br>興<br>学<br>園<br>専<br>門<br>学<br>校<br>関<br>東<br>工<br>業<br>自<br>動<br>車<br>大<br>学<br>校 | 年<br>月<br>日 | 右の者は本学一級自動車整備科二年の<br>所定の課程を修めたので修了証書を授与<br>する。 | 年 氏<br>月 名<br>日 生 | 修<br>了<br>証<br>書 |
|--------|--------|--|-------------|--|-------------------|------------------|

別表3 修了証明書

〈一級自動車整備科〉

|   |   |
|---|---|
| 関東工大証第  | 号 |
| 修了証明書   |   |
| 氏名  |   |
| 年月日生  |   |
| 上記の者は、平成 年 月 日本学<br>一級自動車整備科（修業年限2年）を<br>修了したことを証明する。 |   |
| 年 月 日   |   |
| 国土交通大臣指定一養第367号<br>学校法人正興学園<br>専門学校 関東工業自動車大学校<br>校長  |   |